

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月9日から施行する。

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

この規程は、令和5年5月31日から施行する。

この規程は、令和6年7月26日から施行する。

この規程は、令和7年2月12日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の立案に関する事 と。2 競技会場地市町村及び競技施設 の選定に関する事（デモンスト レーションスポーツ及びオープン 競技を除く）。3 総合開・閉会式会場の選定に関 する事。4 県及び競技会場地市町村の業務 分担・経費負担方針に関する事 と。5 競技施設の整備計画に関する事 と。6 他の専門委員会に属さない重要 な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の推進に関する事 と。2 文化プログラムに関する事。3 他の専門委員会に属さない事項に関 する事。
競技運営 専門委員会 （全国障害 者スポーツ 大会を除 く）	<ol style="list-style-type: none">1 競技運営等基本的事項に関する 事と。2 競技運営に係る計画の立案に関 する事。3 競技用具の整備計画に関する事 と。4 デモンストレーションスポーツ の実施競技、競技会場地市町村及 び競技施設の選定に関する事。5 その他競技運営に係る重要な事 項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 競技運営に係る計画の推進に関する 事と。2 大会実施競技に関する事。3 競技役員等の養成及び編成に関す ること。4 競技用具整備の推進に関する事と。 5 競技記録に関する事。6 リハーサル大会に関する事。7 その他競技運営に関する事。
広報・県民 運動専門委 員会	<ol style="list-style-type: none">1 広報の基本的事項に関する事 と。2 県民運動の基本的事項に関する 事と。3 その他広報及び県民運動に係る 重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 広報及び啓発の実施に関する事と。 2 県民運動の推進に関する事と。3 愛称・スローガン、マスコット等に関 する事と。4 報道機関との調整に関する事と。5 記録映像及び記録写真に関する事と。 6 その他広報及び県民運動に関する 事と。

<p>宿泊・衛生 専門委員会</p>	<p>1 宿泊の基本的事項に関する こと。 2 医事・衛生の基本的事項に関 すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係 る重要な事項に関する こと。</p>	<p>1 宿泊業務に関する こと。 2 標準献立及び食品調達に関 すること。 3 医療救護及び防疫に関 すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関 すること。 5 その他宿泊及び医事・衛生 に関する こと。</p>
<p>輸送・交通 専門委員会</p>	<p>1 輸送及び交通の基本的事項 に関する こと。 2 その他輸送及び交通に係る重 要な事項に関する こと。</p>	<p>1 全国輸送に関する こと。 2 開・閉会式等の輸送に関 すること。 3 競技会場の輸送に関 すること。 4 その他輸送及び交通に関 する こと。</p>
<p>式典・会場 専門委員会</p>	<p>1 式典及び開・閉会式等の会 場の 基本的事項に関する こと。 2 その他式典に係る重要な事 項に 関する こと。</p>	<p>1 開・閉会式等の企画及び運 営に 関する こと。 2 式典音楽に関する こと。 3 式典演技に関する こと。 4 大会旗・炬火リレーに関 する こと。 5 開・閉会式等の会場の管 理に 関する こと。 6 その他式典に関する こと。</p>
<p>警備・消防 専門委員会</p>	<p>1 警備及び消防防災の基本的 事項 に関する こと。 2 その他警備及び消防防災に 係 る重要な事項に関する こと。</p>	<p>1 警備及び消防防災に係る計 画の 推進に 関する こと。 2 その他警備及び消防防災に 係 る事項の 推進に 関する こと。</p>
<p>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</p>	<p>1 全国障害者スポーツ大会の基 本 的 事項に関する こと。 2 オープン競技の実施競技及 び 会場 地 市 町 村 の 選 定 に 関 する こと。 3 その他全国障害者スポーツ 大 会 に 係 る重要な事項に関する こと。</p>	<p>1 全国障害者スポーツ大会の 競 技に 関 する こと。 2 その他全国障害者スポーツ 大 会に 関 する こと（他の専門委員会の 委 任事項は除 く）。</p>